

高裁 名古屋

鈴鹿市の即時抗告棄却

“生活保護停止で生活困難”

ます。

親子はともに障害があります。同市社会福祉事務所は通院に限り車の保有を認め、車を使用する時に行き先や経路、用件を記す運転記録表の提出を求めました。親子にとって日常生活に車は欠かせず、精神的な負担があるとして、記録表を提出しませんでした。

生活保護を停止され

た親子は三重県鈴鹿市Ⅱの、保護停止をやめることを求めた申し立てを認めた津地裁の決定に、不服とする同市の即時抗告に対し、名古屋高裁が棄却する決定をしました。決定は10日付。親子は申し立てで、一審判決まで保護停止をやめるよう求めていました。

親子は昨年10月、車

の運転記録表を提出しなかったことを理由に同市社会福祉事務所に保護の停止処分をしたのは違法だとして、同市を相手に処分取り消しなどを求めて提訴。同時に執行の停止を申し立て、津地裁はこれを認める決定を出しました。鈴鹿市は即時抗告しまし

た。

名古屋高裁は決定で、親子には自立できる収入はなく保護の停止で「生活を維持することが困難になり、健康で文化的な最低限度の生活を維持できなくなる」とは明らかだと述べています。

また、生活保護の停止処分の違法性の有無について、「世帯の状況等を総合して判断されるべきだ」としてい